

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事 ○○ ○○

「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種報告について」（令和 年 月 日付け
消安第 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 定期報告状況

※単位の記載は不要

	牛		水牛	鹿	馬	めん羊	山羊	豚	いのしし
	乳用	肉用							
全農場数									
報告農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち小規模農場									
うち上記以外									
未報告農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
提出率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

	鶏		あひる	うずら	きじ	だちょう	ほろほろ鳥	七面鳥	合計
	採卵	肉用							
全農場数									0
報告農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									/
うち小規模農場									
うち上記以外									
未報告農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
提出率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数字を記載すること。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計すること。

※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。）第21条の5第9号イからホまでに定める頭羽数以上の家畜を飼養する農場をいう。

※ 小規模農場とは、省令第21条の6に定める頭羽数の家畜を飼養する農場及び所有者をいう。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告様式「1. 基本情報」の「乳用雌牛」を主として飼養している農場をいう。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告様式「1. 基本情報」の「肥育牛」又は「肉用繁殖牛」を主として飼養している農場をいう。

(2) 家畜の種類及び頭羽数

※単位の記載は不要

	牛		水牛	鹿	馬	めん羊	山羊	豚	いのしし
	乳用	肉用							
報告頭羽数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち小規模農場									
うち上記以外									

	鶏		あひる	うずら	きじ	だちょう	ほろほろ鳥	七面鳥
	採卵	肉用						
報告頭羽数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場								
うち小規模農場								
うち上記以外								

- ※ 当該年の法第12条の4第1項の規定に基づき報告された数字を記載すること。
- ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計すること。
- ※ 大規模農場とは、省令第21条の5第9号イからホまでに定める頭羽数以上の家畜を飼養する農場をいう。
- ※ 小規模農場とは、省令第21条の6に定める頭羽数の家畜を飼養する農場及び所有者をいう。
- ※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告様式「1. 基本情報」の「乳用雌牛」を主として飼養している農場をいう。
- ※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告様式「1. 基本情報」の「肥育牛」又は「肉用繁殖牛」を主として飼養している農場をいう。

⑥ 馬

対象農場数	0
うち大規模農場	0
うち上記以外	0

	1-①	1-②	1-③	2-①	2-②	2-③	2-④	2-⑤	3-①
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	3-②	3-③	4-①	4-②	4-③	4-④	4-⑤	4-⑥	4-⑦
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	4-⑧	5	6-①	6-②	6-③	7	8	9	10
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	11	12	13	14-①	14-②	15	16-①	16-②	17
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	18	19	20	21-①	21-②	22	23	24	25
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	26	27-①	27-②	28-①	28-②	28-③	28-④		
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0		
うち大規模農場									
うち上記以外									

- ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計し、遵守状況を確認すること（ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない）。
- ※ 対象農場とは、（1）における報告農場から小規模農場を除いた農場をいう。
- ※ 大規模農場とは、省令第21条の2第8号イからホまでに定める頭羽数以上の家畜を飼養する農場をいう。
- ※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（省令別記様式第14号「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場をいう。
- ※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（省令別記様式第14号「1. 基本情報」）の「肥育牛」及び「繁殖牛」を主として飼養している農場をいう。

2. 飼養衛生管理指導等計画の実施状況

(1) 飼養衛生管理指導等計画の見直し及び年間スケジュールの策定に係る検討状況

--

(2) サーベイランス結果の指導への活用状況

年月日	内容			

(3) 飼養衛生管理の指導等に係る取組（優良事例又は問題事例等）

(4) 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の進捗

年月日	地域	対象家畜	出席者数（人）	内容

(5) -①家畜防疫員の育成

年月日	参加者数 (人)	研修等の内容

(5) -②飼養衛生管理者の研修又は提供資料

年月日	出席者数 (人) (対象者数 (人))	研修等の内容

(6) 協議会等の設立状況

設立年月日	協議会等名	内容

2. 飼養衛生管理指導等計画の実施状況

記載例

(1) 飼養衛生管理指導等計画の見直し及び年間スケジュールの策定に係る検討状況

令和3年度の、飼養衛生管理指導においては、豚熱発生を踏まえ、豚等の飼養農場を強化指導の対象とし、①衛生管理区域への専用衣服・靴の交換、②畜舎毎の靴の交換、③ねずみ・害虫の駆除対策を中心に巡回指導すると計画したところ。結果、指導前後で遵守状況が①〇%→〇%、②〇%→〇%、③〇%→〇%に向上。引き続き、指導計画に位置づけ、一層の徹底を指導予定。また、令和4年度は、令和3年度の〇〇協議会で得られた決議を踏まえ、〇〇組合と協力して〇〇の強化を推進することとしている。

(2) サーベイランス結果の指導への活用状況

年月日	内容
令和●年●月●日	家畜衛生便りにサーベイランス結果及び増加が懸念される疾病への対応の注意喚起を掲載（別添〇）。
令和●年●月●日	ウェブサイトにも〇〇を掲載（別添〇）し、家畜の所有者、関係団体及び市町村に周知。
令和●年●月●日	飼養衛生管理者メーリングアドレスを活用し、〇〇（別添〇）を周知した。
令和●年●月●日	市町村の広報誌に野生いのししの検査結果を掲載（別添〇）し、〇〇を注意喚起した。

(3) 飼養衛生管理の指導等に係る取組（優良事例又は問題事例等）

- ・ 和子牛の事故原因を調査し、〇ケースに分類し、各ケースの対策を示したチラシを作成（別添〇）。
- 家畜防疫員と普及員が共同で繁殖農家を巡回し、各農家の事故の発生状況に合わせた対策を指導した。
- ・ 飼養衛生管理基準の優良事例（別紙のとおり）

(4) 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の進捗

年月日	地域	対象家畜	出席者数（人）	内容
令和●年●月●日	西区	牛	●	鳥獣対策に係る見識者を招き、野生動物からの感染を防止するポイントについて地域研修会開催

(5) -①家畜防疫員の育成

年月日	参加者数（人）	研修等の内容
令和●年●月●日		● 家畜衛生講習会（基本、牛、豚、鶏、疫学、海外悪性伝染病等）に参加
令和●年●月●日		● 家畜衛生研修会（細菌、ウイルス、病理、生化学）に参加
令和●年●月●日		● 養豚獣医師を招いて、生産性向上の指導ポイントに関するバンミーティングを実施
令和●年●月●日		● 畜産振興部局職員により、畜産経営に関する講習会を開催

(5) -②飼養衛生管理者の研修又は提供資料

年月日	出席者数（人） （対象者数（人））	研修等の内容
令和●年●月●日		● 飼養衛生管理基準の遵守のポイントについて解説
令和●年●月●日		● 越境性動物疾病（FMD, ASF等）の病性について解説
令和●年●月●日		● ASFに関するリーフレットを配布
令和●年●月●日		● 家畜衛生のウェブサイト改変に伴い、URLをメール配信

(6) 協議会等の設立状況

設立年月日	協議会等名	内容
令和●年●月●日		● 野生いのししの捕獲及び経口ワクチンの散布に係る衛生対策
令和●年●月●日		● 肉を含む食品循環資源の適正利用の推進

3. 家畜防疫員の確保の状況

(単位：人)

総計	獣 医 師																獣医師以外の者	
	合計 A+B+ C+D C A	地 方 公 共 団 体										民 間 団 体				個人診療 C		
		都道府県										計 B	農業 共済団体	農業 協同組合	その他			
		本庁			地方 農林事務所等	家畜 保健衛生所	畜産 試験場等	地方 衛生研究所	食肉 衛生検査所	保健 所	市 町村							その 他
家畜 衛生関係 A	公衆 衛生関係	その他																
0	0	0																

(令和 年4月1日現在)

※ 当該年の4月1日時点の各分野における家畜防疫員の任命数を記載すること。

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤雇用については、主として行っている業務の所属員として集計すること。

4. (1) 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言			法第12条の6第1項の規定による勧告			法第12条の6第2項の規定による命令			備考
実農場数	延べ回数	実施年月日	対象	内容	実施年月日	対象	内容	実施年月日	対象	内容	
				該当なし			該当なし			該当なし	
		(例) 令和2年 10月10日	肉用鶏 農場①	防鳥ネット等の設置の不備	(例) 令和2年 10月10日	肉用鶏 農場①	防鳥ネット等の設置の不備				(例) 法第12条の5の規定による指導・助言後の勧告を受けて改善措置を実施中
		合計： ○農場 ○回			合計： ○農場 ○回			合計： ○農場 ○回			

※ 各欄には、当該年の前年度における実施状況を記載すること。

(四半期ごとの報告に当たっては、報告日を含む過去3か月間の実施状況を記載すること。)

※ 法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令を行った場合、1農場につき1行を使用すること。

※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計すること。

※ 備考欄には、「勧告を受けて改善措置を実施中」等の指導・助言、勧告及び命令に係る経過記録等を記入すること。

4. (2) 法第12条の6第2項の規定による命令の違反者の公表状況

対象者： (農場名称) (農場の所在地)
 (命令の対象者) (所有者/法3条の管理者)

違反者に対する法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況	
実施 年月日	指導等の内容
(例) 令和2年 10月10日	堆肥舎の開放部への防鳥ネットの設置不備について、〇〇とするよう 具体策を例示して改善指導
	堆肥舎の開放部への防鳥ネットの設置不備について、●月●日時点で 改善が認められなかったことから、●月●日までに〇〇とするよう具 体策を例示して改善勧告
	堆肥舎の開放部への防鳥ネットの設置不備について、●月●日時点で 改善が認められなかったことから、●月●日までに〇〇とするよう具 体策を例示して改善命令

公表日	
公表方法	(例) 県のHP (URL:)
公表内容	農場名称
	所在地
	代表者名 (所有者名)
	違反事由
	その他 (例; 関連農場、出荷先等)

※ 各欄には、当該年の前年度における実施状況を記載すること。
(四半期ごとの報告に当たっては、報告日を含む過去3か月間の実施状況を記載すること。)

■ 都道府県：

■ 農場の飼養家畜： 例) 豚 _____

■ 家畜の飼養規模： 例) 1,000頭 _____

■ 飼養衛生管理基準の該当項目を記入してください。なお、対象は全ての項目とします。

8. 衛生管理区域の設定

■ 写真

写真の説明

貼付場所
(取扱が容易なサイズとしてください。)

(原則、写真を貼付いただくとともに、必要に応じて説明資料、設計図等を添付してください。)

■ 取組内容の詳細

■ 取組による改善状況等

注 御報告いただいた優良事例、問題事例等は、各都道府県に紹介し、各農場において、衛生管理水準の向上に役立てていただきたいと考えていることから、御報告いただく内容については、公表内容を見た者が本事例に準じた取組を実施しやすいよう、分かりやすさを念頭においたものとしてください。